平成２９年（フ）第６５８号
仙台市若林区六丁の目中町４番17―810号
債務者　須賀　　仁
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
宮城県大崎市松山金谷字向田174番地１
債務者　佐々木和美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
福井県南条郡南越前町牧谷第44号４番地の15（前住所）
債務者　山田　美保
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
福井県坂井市丸岡町高柳第２号11番地32、旧住所福井市板垣５丁目1314番地　アクアフェザーＡ102
債務者　石川塗装こと　石川　雄也
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
福井市合谷町第９号13番地
債務者　片岡　幸枝
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
福井県越前市平出３丁目21番28号、旧住所福井県越前市国高２丁目317番地４
債務者　奥村　晋也
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条984―１　河西ハイツ106号、住民票上の住所山梨県甲府市高畑２丁目18番11号　ポレスターブロードシティ高畑404
債務者　井口みんくこと　ＣＨＯＩ　ＭＩＮＧ　ＫＥＵ
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
山梨県甲府市東光寺２丁目７番16号　ハイツカスガ202号室、前住所山梨県甲府市堀之内町664番地１　ＫＧＫパナハイツ205号
債務者　入井　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
山梨県甲斐市名取561番地１　ハイツ昭和土地名取Ａ棟203号室、前住所山梨県甲斐市名取370番地４　２階
債務者　遠藤真裟斗
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地14町営住宅岩間団地107号室、前住所山梨県西八代郡市川三郷町葛篭沢855番地
債務者　上田　節子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
滋賀県彦根市葛籠町183番地１
債務者　河合　浩二
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２７号
滋賀県彦根市葛籠町183番地１
債務者　河合ともよ
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２６１号
兵庫県川西市湯山台２丁目７番地の11、前住所兵庫県川西市大和東３丁目13番地の11
債務者　大橋ゆかり
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４３５号
兵庫県加古川市野口町坂井71番地の１　ブロードガーデンⅠ―102号
債務者　古川　藍子（旧姓楠）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４５０号
兵庫県加古川市野口町長砂978番地の１第一明姫マンション２―Ｃ号
債務者　舩江　常正
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７９３号
広島市西区南観音５丁目７番３―804号
債務者　長尾　善行
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部